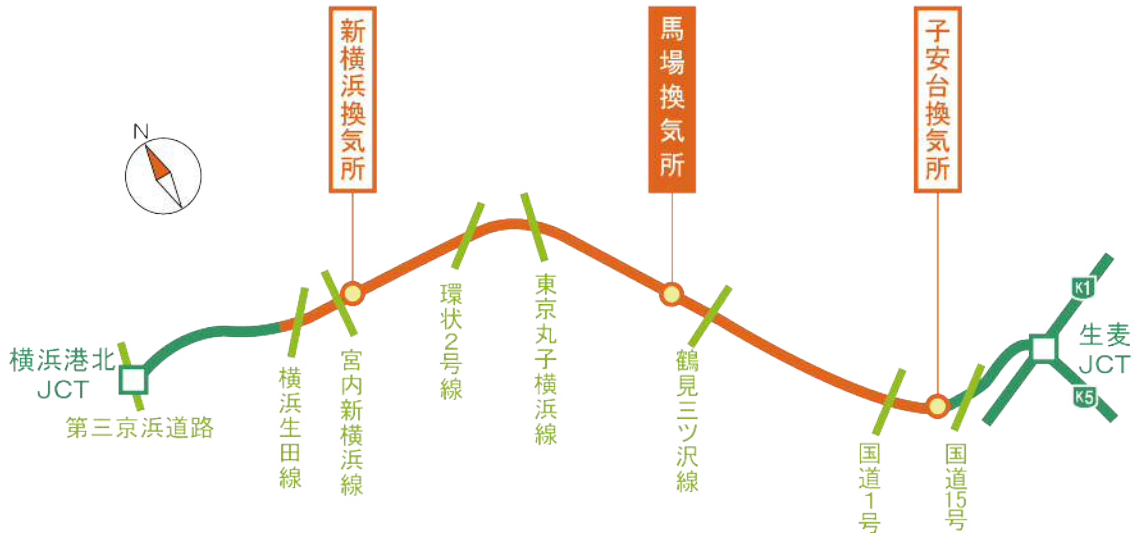


# 馬場換気所



目標値（除去率）（1日平均値）：二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）90%以上、浮遊粒子状物質（SPM）80%以上

## 《 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>） 》

2021年8月1日から2021年8月31日

（運転時間における1日平均値）

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 除去率[%]	備考
8月1日	0.051	0.005未満	-	
8月2日	0.073	0.005未満	-	
8月3日	0.064	0.005未満	-	
8月4日	0.089	0.007	92	
8月5日	0.109	0.007	94	
8月6日	0.108	0.007	94	
8月7日	0.068	0.006	91	
8月8日	0.033	0.005未満	-	
8月9日	0.048	0.005未満	-	
8月10日	0.090	0.005未満	-	
8月11日	0.094	0.005未満	-	
8月12日	0.061	0.005未満	-	
8月13日	0.064	0.005未満	-	
8月14日	0.037	0.005未満	-	
8月15日	0.036	0.005未満	-	
8月16日	0.056	0.005未満	-	
8月17日	0.087	0.005未満	-	
8月18日	0.070	0.005未満	-	
8月19日	0.081	0.005未満	-	
8月20日	0.091	0.005未満	-	
8月21日	0.058	0.005未満	-	
8月22日	0.035	0.005未満	-	
8月23日	0.096	0.005未満	-	
8月24日	0.101	0.005未満	-	
8月25日	0.085	0.005未満	-	
8月26日	0.127	0.005未満	-	
8月27日	0.105	0.005未満	-	
8月28日	0.108	0.005未満	-	
8月29日	0.066	0.005未満	-	
8月30日	0.094	0.005未満	-	
8月31日	0.099	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

### 【 濃度について 】

- 測定器は、定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

### 【 除去率について 】

- 除去率は、測定値から算出しています。（小数点以下第1位を四捨五入）
- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm～1.5ppm（1時間値）で、除去率90%以上（運転時間における1日平均値）としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

## 《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

2021年8月1日から2021年8月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率 [%]	備 考
8月1日	93	
8月2日	94	
8月3日	93	
8月4日	94	
8月5日	94	
8月6日	94	
8月7日	94	
8月8日	94	
8月9日	94	
8月10日	92	
8月11日	94	
8月12日	93	
8月13日	94	
8月14日	94	
8月15日	92	
8月16日	94	
8月17日	92	
8月18日	91	
8月19日	94	
8月20日	94	
8月21日	94	
8月22日	94	
8月23日	94	
8月24日	94	
8月25日	94	
8月26日	94	
8月27日	94	
8月28日	94	
8月29日	91	
8月30日	94	
8月31日	93	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

### 【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率 80%以上（運転時間における 1 日平均値）としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

### ◎留意事項

#### 計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない（大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日）」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

#### (参考)

##### ・NO<sub>2</sub>の環境基準による大気汚染の評価について

「NO<sub>2</sub>の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO<sub>2</sub>の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。（二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日）」

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川局 調査・環境課

TEL. 045-307-0531